【原　　著】

高等学校家庭科における結婚に関する学習の扱い
―学習指導要領と教科書の記述分析に基づいて―

田邉　詩歩　李　璟媛

Treatment of learning about marriage in High School Home Economics;
Description Analysis of the Course of Study and Textbooks

TANABE Shiho, LEE Kyoungwon

2022
岡山大学教師教育開発センター紀要　第12号　別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education
and Development, Okayama University, Vol.12, March 2022

岡山大学教師教育開発センター紀要，第 12 号（2022），pp.211 － 225

【研究論文】

原　　著

高等学校家庭科における結婚に関する学習の扱い
―学習指導要領と教科書の記述分析に基づいて―

田邉　詩歩※1　　李　璟媛※2

本研究では,「多様化する結婚」という日本の現状を踏まえ,結婚に関連する学習内容が,高等学校家庭科においてどのように扱われているかを分析することを目的とし，平成 11，21，30 年版の『高等学校学習指導要領』と平成 21 年版に基づいて構成された「家庭基礎」の教科書 10 冊を用いて結婚に関連する学習内容を分析した。分析の結果，教科書には,『学習指導要領』に基づいて結婚等に関連する法制度の記述がみられ，結婚をめぐる現状や変化を反映した学習内容が取り扱われていることを確認した。一方，法律婚，事実婚，同性婚など結婚に関連する語句については，教科書によって内容の記載の有無に差がみられ，多様化している現状の理解に十分対応しているとはいえないことも明らかになった。

キーワード：結婚，高等学校家庭科，学習指導要領，教科書

※1　岡山大学大学院教育学研究科大学院生
※2　岡山大学学術研究院教育学域

Ⅰ　はじめに

「多様化する結婚」という言葉は，今日の結婚をめぐる諸現象，つまり，非婚，未婚，晩婚，再婚，法律婚，非法律婚，異性婚，同性婚など，さまざまな形の今日の特徴を示す総称として理解することができる。

結婚に関連する諸統計を確認すると,平均初婚年齢は,男性が 1950 年の 25.9 歳から 2019 年の 31.2 歳に上がり,女性が 23.0 歳から 29.6 歳に上昇している。未婚者の割合も増えており，50 歳時の未婚者の割合を示す生涯未婚率は，男性は 1950 年の 1.46％から 2015 年には 23.37％，女性は 1.35％から 14.06％になり,大幅に増加している。2019 年の再婚の割合は,男性が 19.7％,女性が 16.9％を占め，1955 年の男性 12.4％，女性 8.2％と比べると，男女ともに増えている（国立社会保障・人口問題研究所，2021）。また，明確な統計を示すことは難しいが，非法律婚，いわゆる事実婚を選択する人も増えている。結婚に関連する法律をみると，日本は，現在日本国憲法第 24 条の「婚姻は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。」という規定に基づいて，異性婚のみが認められており，民法第 750 条の「夫婦は，婚姻の際に定めるところに従い，夫又は妻の氏を称する。」という規定に基づいて，夫婦同姓を原則としている。

一方，国立社会保障・人口問題研究所が行っている「出生動向基本調査」[1)] によれば，独身者を対象とした 1 回目の調査（1982 年）では,「一生結婚しない」と回答した男性は 2.3％，女性は 4.1％,「近い将来，またはいずれ結婚す

るつもり」と回答した男性は 95.9%，女性は 94.2%である。2015 年調査では，「一生結婚するつもりはない」と回答した男性が 12.0%，女性が 8.0%（1987 年は，それぞれ 4.5%，4.6%），「いずれ結婚するつもり」と回答した男性が 85.7%，女性が 89.3%（1987 年にはそれぞれ 91.8%，92.9%）である。1982 年，1987 年と比べると，結婚意向のない人が増加し，結婚意向のある人が減少しているものの 9 割近くの男女が結婚の意向を示していることから，必ずしも非婚化が進んでいるわけではないことも報告されている。また，現在日本は，異性婚，夫婦同姓の原則に基づいて，同性同士による婚姻届と夫婦別姓による婚姻届の提出は認めていない。夫婦別姓を求める裁判では，「夫婦別姓禁止「合憲」」という判決が出され（山陽新聞，2015），今日に至っている。ただ，現状では職場などにおいては通称として旧姓使用を認めている。同性婚についてみると，2015 年の東京都世田谷区の「同性パートナーシップ条例」の施行をはじめ，2021 年 10 月現在は全国の 126 自治体がパートナーシップ制度を実施しているが（公益社団法人 MarriageForAllJapan，2021），同制度の法的効力はない。2019 年 4 月 15 日には，「国が同性同士の結婚を認めないのは憲法が保障する婚姻の自由を侵害するとして，男女計 9 組の同性カップルが国に損害賠償を求めた「同性婚訴訟」第 1 回口頭弁論が東京と札幌地裁で開かれ」（山陽新聞，2019），その後一部判決は出ているが，現時点において，同性婚は認められていない。

本研究では，このように結婚をめぐってさまざまな変化がみられ，また変化を求める声も多くなっている日本の現状を踏まえ，結婚に関連する学習内容が，高等学校家庭科でどのように扱われているかについて，学習指導要領と教科書を用いて分析することを目的としている。本稿で，高等学校家庭科における結婚関連の学習を確認する理由は，家庭科は，青年期の自立をめざした学習機会を扱っており，高校生は，その学習を踏まえ，今後の進学，就職，結婚など，身近な将来の設計や生涯の生活設計を考えることができるからである。

Ⅱ　研究方法

本稿では，『高等学校学習指導要領』（平成 11，21，30 年告知（以下『指導要領』と略）と，『高等学校学習指導要領解説家庭編』（平成 12，22，31 年刊行（以下『解説』と略），平成 21 年告知に基づいて構成された教科書を分析する[2)]。平成 21 年版『指導要領』における家庭科の科目は「家庭基礎」（2 単位），「家庭総合」（4 単位），「生活デザイン」（4 単位）で編成されており，そのうち 1 科目を選択するようになっている。本稿では，「家庭基礎」を分析対象とする。

Ⅲ　分析内容

1　『指導要領』と『解説』における結婚に関連する内容の確認

（1）『指導要領』「家庭基礎」の目標と内容及び取扱い

表 1 には，『指導要領』平成 11 年版，21 年版，30 年版に示されている「家庭基礎」の目標と内容などをまとめた。

表１　『高等学校学習指導要領』「家庭基礎」の目標と内容の構成及び取扱い

	平成 11 年版	平成 21 年版	平成 30 年版
目標	人の一生と家族・福祉，衣食住，消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ，家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。	人の一生と家族・家庭及び福祉，衣食住，消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ，家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに，生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。	生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を通して，様々な人々と協働し，よりよい社会の構築に向けて，男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1)人の一生と家族・家庭及び福祉，衣食住，消費生活・環境などについて，生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。 (2)家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，実践を評価・改善し，考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど，生涯を見通して課題を解決する力を養う。 (3)様々な人々と協働し，よりよい社会の構築に向けて，地域社会に参画しようとするとともに，自分や家庭，地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。
内容の構成	(1)人の一生と家族・福祉 ア　生涯発達と家族 イ　乳幼児の発達と保育・福祉 ウ　高齢者の生活と福祉 (2)家族の生活と健康 ア　食生活の管理と健康 イ　衣生活の管理と健康 ウ　住生活の管理と健康 (3)消費生活と環境 ア　家庭の経済と消費 イ　消費行動と環境 (4) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	(1)人の一生と家族・家庭及び福祉 ア　青年期の自立と家族・家庭 イ　子どもの発達と保育 ウ　高齢期の生活 エ　共生社会と福祉 (2)生活の自立及び消費と環境 ア　食事と健康 イ　被服管理と着装 ウ　住居と住環境 エ　消費生活と生涯を見通した経済の計画 オ　ライフスタイルと環境 カ　生涯の生活設計 (3)ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	A　人の一生と家族・家庭及び福祉 (1)生涯の生活設計 (2)青年期の自立と家族・家庭 (3)子供の生活と保育 (4)高齢期の生活と福祉 (5)共生社会と福祉 B　衣食住の生活の自立と設計 (1)食生活と健康 (2)衣生活と健康 (3)住生活と住環境 C　持続可能な消費生活・環境 (1)生活における経済の計画 (2)消費行動と意思決定 (3)持続可能なライフスタイルと環境 D　ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動
内容の取扱い	(1)人の一生と家族・福祉 **ア　生涯発達と家族** 生涯発達の視点で各ライフステージの特徴と課題について理解させ，青年期の課題を踏まえて，男女が協力して家庭を築くことの意義と家族や家庭生活の在り方について考えさせる。	(1)人の一生と家族・家庭及び福祉 **ア　青年期の自立と家族・家庭** 生涯発達の視点で青年期の課題を理解させ，男女が協力して，家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせるとともに，家庭や地域の生活を創造するために自己の	A　人の一生と家族・家庭及び福祉 **(1)生涯の生活設計** ア　人の一生について，自己と他者，社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに，自立した生活を営むために必要な情報の収集・整理を行い，生涯を見通して，生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。 イ　生涯を見通した自己の生活について主体的に考え，ライフスタイルと将来の家庭生活及び職業生活について考察

		意思決定に基づき，責任をもって行動することが重要であることを認識させる。	し，生活設計を工夫すること。 **(2)青年期の自立と家族・家庭** ア　生涯発達の視点で青年期の課題を理解するとともに，家族・家庭の機能と家族関係，家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題，家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めること。 イ　家庭や地域のよりよい生活を創造するために，自己の意思決定に基づき，責任をもって行動することや，男女が協力して，家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

注：「目標」，「内容の構成」，「内容の取扱い」のなかの＿は筆者。なお，「内容の取扱い」の詳細な内容については，本研究と関連する（1），またはＡの「ア生涯発達と家族」（平成 11 年版），「ア青年期の自立と家族・家庭」（平成 21 年版），「(1)生涯の生活設計，(2)青年期の自立と家族・家庭」（平成 30 年版）の内容のみ掲載した。

まず，目標をみると，平成 21 年版は，平成 11 年版と比較して「家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに」という文言が加えられ，生活の充実向上を図る能力と実践力を育てるだけでなく，生活の課題を解決する力を養うことも家庭基礎の目標として追加されている。平成 30 年版では，「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を通して，様々な人々と協働し，よりよい社会の構築に向けて，男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育成すること」を目標として掲げている。

つぎに内容の構成と取扱いを確認しよう。本研究の分析課題である結婚関連の内容は，「(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉」（平成 21 年版）などのいわゆる家族・家庭生活領域で扱われている。平成 11 年版の「(1)人の一生と家族・福祉」には，ア生涯発達と家族，イ乳幼児の発達と保育・福祉，ウ高齢者の生活と福祉の 3 つの内容で構成されている。平成 21 年版の「(1)人の一生と家族・家庭及び福祉」には，ア青年期の自立と家族・家庭，イ子どもの発達と保育，ウ高齢期の生活，エ共生社会と福祉の 4 つの内容で構成されている。平成 30 年版の「Ａ人の一生と家族・家庭及び福祉」には，(1)生涯の生活設計，(2)青年期の自立と家族・家庭，(3)子供の生活と保育，(4)高齢期の生活と福祉，(5)共生社会と福祉の 5 つの内容で構成されている。平成 21 年版では消費生活領域で扱われていた生活設計に関する内容が，平成 30 年版では「Ａ人の一生と家族・家庭及び福祉」で扱われるようになっている。

本研究の分析課題である結婚に関連する学習内容は，平成 11 年版では「ア 生涯発達と家族」に，平成 21 年版では「ア青年期の自立と家族・家庭」に，平成 30 年版では「(2)青年期の自立と家族・家庭」に含まれると判断，内容の取扱いについて，その具体的な記述を確認した。

平成 11 年から 30 年版の 3 回の改定版において，「結婚」や「婚姻」という言葉は示されていなかったが，男女が協力して家庭を築くことの意義や重要性について考えさせるようになっていることは共通していた。そして，平成 11 年版を基準にして，各改訂版の内容を比べてみると，平成 21 年版には「家庭や

地域の生活を創造するために自己の意思決定に基づき，責任をもって行動することが重要であることを認識させる」という内容が追加され，平成 30 年版には「家族・家庭の機能と家族関係，家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題，家族・家庭と社会との関わりについて理解を深める」という内容が追加されている。約 20 年の間に家庭基礎における結婚に関連する学習内容が幅広く，具体的に示されるようになっていることを確認できた。

（２）『解説』「家庭基礎」における結婚関連内容と取扱い

さらに以下では，「家庭基礎」における結婚に関連する学習内容の取扱いについて，『解説』に基づき，前節同様に「(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉」（平成 22 年刊行）を中心に分析する（表 2)。

まず，平成 12 年刊行の『解説』「家庭基礎」には，「各ライフステージの特徴や課題について理解させ」，「特に，青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力を取り上げ，具体的に考えさせる」こと，「固定的な性別役割分業意識を見直し，男女が協力して家庭を築くことの意義について考えさせ」，「さらに，婚姻，夫婦，親子などの家族に関する法律にも触れ，社会制度としての家族について考えさせ」，「将来の結婚や家庭生活と職業生活の在り方，自分らしいライフスタイルの形成にも関心を持たせる」ように指導することが述べられている（文部科学省，2010：28-29)。

平成 22 年刊行の『解説』には，結婚や婚姻などの言葉は見られないが，「固定的な性別役割分業意識を見直し，相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと，共に協力して家庭をつくることの意義や重要性を認識させる。」という記述がみられる（文部科学省，2010：12)。

平成 31 年刊行の『解説』には，「歴史的，文化的，社会的制度としての家族について理解できるようにするとともに，相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと，共に協力して家庭を築くことの意義や重要性について認識できるようにし」，その際，「婚姻，夫婦，親子，相続など家族に関する法律や社会制度の基礎的な理解を手がかりとして，現代の家族・家庭について理解を深めることができるように」指導することが述べられている（文部科学省，2019：23-26)。『解説』によっては，「結婚」や「婚姻」といった言葉が掲載されている場合や掲載されていない場合もあるが，男女の「相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築き，協力して家庭を築くことの意義や重要性」を学ぶようになっていることを確認することができた。

表 2　『高等学校学習指導要領解説家庭編』における結婚関連内容と取扱い

平成 12 年	平成 22 年	平成 31 年
(1)人の一生と家族・家庭及び福祉 ア　生涯発達と家族 （ア）生涯発達と各ライフステージの特徴 ・人は生まれてから死ぬまでの一生の間，各ライフステージごとの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の考え方に立ち，乳幼児期，児童期，青年期，壮年期，老年期などの各ライフステージの特徴や課題について理解させる。 ・特に，青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力などを取り上げ，具体的に考えさせる。 （イ）家庭の機能と家族 ・家庭の機能とその変化を取り上げ，現代の家族の特徴について考えさせる。家庭の機能には，家族個人に対する機能と社会に対する機能とがあることや，それらの機能は家族員それぞれの協力により果たされることを理解させる。 ・また，家事労働とかかわらせて各自が担う過程での役割について取り上げ，固定的な性別役割分業意識を見直し，男女が協力して家庭を築くことの意義について考えさせる。 ・さらに，婚姻，夫婦，親子など家庭に関する法律にも触れ，社会制度としての家族について考えさせる。 （ウ）生活設計 ・生活時間の配分と有効活用，進路や職業の選択など，高校生期の課題について具体的な事例を取り上げて検討させるとともに，将来の結婚や家庭生活と職業生活の在り方，自分らしいライフスタイルの形成にも関心を持たせる。 ・充実した人生を送るためには，将来への目標と展望をもって生活することが大切であることを認識させる。	**(1)人の一生と家族・家庭及び福祉** ア　青年期の自立と家族・家庭 （ア）青年期の自立 ・青年期の課題である自己理解，心身の自立や生活者としての自立，人間関係の調整，職業選択への見通しやその準備，男女の平等と相互の協力などを取り上げ，生涯を見通した中で青年期をどのように生きるかについて具体的に考えさせる。 ・その際，歴史的，文化的，社会的制度としての家族について理解させるとともに，固定的な性別役割分業意識を見直し，相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと，共に協力して家庭をつくることの意義や重要性を認識させる。 （イ）生活と意思決定 ・自立した生活を営むためには，生涯を見通して，生活課題に対応した意思決定をし，責任をもって行動することが重要であることを理解させる。 ・ここでは，職業選択，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げ，意思決定に影響を与える要因や家族に関する法律，家族が社会制度として存在することの意味などとも関連させて考えさせる。	**A　人の一生と家族・家庭及び福祉** (2)青年期の自立と家族・家庭 ・青年期の課題である自己理解，心身の自立や生活者としての自立，人間関係の調整，職業選択への見通しやその準備，固定的な性別役割分業意識の見直し，男女の平等と相互の協力などを取り上げ，生涯を見通した中で青年期をどのように生きるかについて理解を深めることができるようにする。 ・歴史的，文化的，社会的制度としての家族について理解できるようにするとともに，相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと，共に協力して家庭を築くことの意義や重要性について認識できるようにする。 ・その際，婚姻，夫婦，親子，相続など家族に関する法律や社会制度の基礎的な理解を手がかりとして，現代の家族・家庭について理解を深めることができるようにする。 ・現代の家族・家庭の課題を経済や制度などの社会環境の変化と関連付けて理解できるようにする。 ・様々な生活課題に対応して適切な自己の意思決定に基づき，責任をもって行動することの重要性を考察できるようにする。 ・また，職業選択，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げ，意思決定に影響を与える要因や家族に関する法律，家族が社会制度として存在することの意味などとも関連付けて考察できるようにする。 ・固定的な性別役割分業意識を見直し，相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと，共に協力して家庭を築くことの意義や重要性を考察できるようにする。

注：表の中の＿は筆者。

２　高等学校家庭科の教科書における結婚関連内容の分析

ここでは，平成 21 年告示『指導要領』に基づいて構成された教科書を用いて，各教科書に記載されている結婚に関連する内容を抽出し，学習内容を確認する。本研究では，6 社から発行されている 10 冊の「家庭基礎」の教科書を分析に用いている。教科書名などの詳細は表 3 に示すとおりである。

表 3　高等学校家庭科教科書「家庭基礎」一覧

記号	発行所	教科書名	著作者	発行年
A	東京書籍	家庭基礎　自立・共生・創造	牧野カツコ ほか 22 名	2019 年
B	教育図書	新 家庭基礎　今を学び 未来を描き 暮らしをつくる	小澤紀美子 ほか 25 名	2019 年
C	教育図書	高等学校 家庭基礎　グローバル＆サスティナビリティ	伊藤葉子 ほか 25 名	2019 年
D	実教出版	新家庭基礎　パートナーシップでつくる未来	宮本みち子 ほか 33 名	2019 年
E	実教出版	新家庭基礎 21	横山哲夫 ほか 48 名	2019 年
F	実教出版	新図説家庭基礎	宮本みち子 ほか 30 名	2019 年
G	開隆堂	家庭基礎　明日の生活を築く	大竹美登利 ほか 70 名	2019 年
H	大修館書店	新家庭基礎　主体的に人生をつくる	佐藤文子 ほか 39 名	2019 年
I	大修館書店	未来をつくる　新高校家庭基礎	佐藤文子 ほか 39 名	2019 年
J	第一学習社	高等学校 新版　家庭基礎　ともに生きる・持続可能な未来をつくる	阿部幸子 ほか 35 名	2019 年

（１）結婚に関連する法律の記載について

まず，『指導要領』の内容とその取扱いを踏まえ，結婚に関連する法律・制度や語句などが，教科書ではどのように扱われているかを分析する。結婚に関連する法律は，日本国憲法第 24 条をはじめ，民法の第 4 編「親族」に婚姻適齢，再婚禁止期間，婚姻の届出などの条項が設けられている。各教科書における結婚に関連する 10 個の法律等の記載の有無を確認し，表 4 にまとめた。

日本国憲法第 24 条については，10 冊すべての教科書に記載があった。民法第 731 条（婚姻適齢），民法第 750 条（夫婦の氏），民法第 752 条（同居，協力及び扶助の義務）は 9 冊の教科書に記載がみられた。民法第 732 条（重婚の禁止）や民法第 733 条（再婚禁止期間），民法第 739 条（婚姻の届出）などの結婚関連法律は半数以上の教科書に記載されていた。一方，性同一性障害特例法については，10 冊中 2 冊の教科書のみに記載がみられた。

各教科書に記載されている法律の合計数をみると，本稿で設定した法律 10 項目すべての記載がみられた教科書はなかった。教科書Ａ，Ｃ，Ｆには 9 項目の法律が記載され，最も少なかったＢとＥには，5 項目が記載されていた。

表 4　結婚に関連する法律の記載の有無

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
日本国憲法第 24 条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
民法第 731 条（婚姻適齢）	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	9
民法第 732 条（重婚の禁止）	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	7
民法第 733 条（再婚禁止期間）	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	5
民法第 737 条（未成年者の婚姻についての父母の同意）	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	8
民法第 739 条（婚姻の届出）	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	7
民法第 750 条（夫婦の氏）	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	9
民法第 752 条（同居，協力及び扶助の義務）	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	9
民法第 753 条（婚姻による成年擬制）	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	7
性同一性障害特例法	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	2
合計	9	5	9	7	5	9	8	7	7	7	

注 1：○記載あり，×記載なし
注 2：表 4 に示す記号は，表 3 の記号と対応している。以下同様。

（２）結婚に関連する語句の記載について

先述したように今日の結婚の形は「多様化する結婚」という言葉で示すことができる。ここでは，高等学校家庭科の教科書では，「多様化する結婚」がどのように扱われているかを結婚に関連する語句の記載の分析を通して確認する。「多様化する結婚」の諸現象として，法律婚，事実婚，同性婚，再婚，夫婦の姓などの 15 の語句を設定し，掲載有無を確認した結果を表 5 に示した。10 冊のうち 15 の語句の説明が多かったのは，Ｇが 13，Ｅが 12，Ａが 11 である。最も少なかったのは 5 つの語句を掲載したＢである。表 6 には，紙面の制限により，結婚に関連する語句が多かった教科書Ａ，Ｅ，Ｇにおける掲載内容を整理している。以下では，表 5 と表 6 を適宜用いながら，教科書に掲載されている結婚に関連する語句について確認したい。

本章で設定した 15 の語句のうち，教科書 10 冊すべてに掲載が確認できたのは，事実婚，婚姻届，再婚禁止期間，夫婦の姓（夫婦同姓）の 4 つであった。そのうち婚姻届については，Ａでは，「我が国で法律上の夫婦とみなされるには，役所に婚姻届を提出し受理された法律婚が原則である」（Ａ：21），「さまざまな理由により，婚姻届を提出せずに事実上の夫婦として共同生活を営む事実婚を選択する場合もある」（Ａ：21）というように「婚姻届」という語句が法律婚と事実婚を説明する際、両方に用いられていた。一方，Ｅでは，「事実婚は婚姻届を出さないが，夫婦のように生活を送っている関係のことである」（Ｅ：133）のように「婚姻届」という語句が事実婚を説明する際のみ用いられていた。いずれの場合も，全教科書で，婚姻届の提出の有無により結婚の形が異なることが説明されていた。

表５　結婚に関連する語句の記載の有無

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
法律婚	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	4
事実婚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
婚姻届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
同性婚	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	3
パートナーシップ制度	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	2
LGBT	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	2
同性愛	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	1
性同一性障害	○	×	×	×	○	×	○	○	○	×	5
ジェンダー	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	9
ステップファミリー	○	×	×	×	×	×	○	×	×	○	3
再婚	○	×	×	×	○	×	○	×	×	○	4
再婚禁止期間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
夫婦の姓（夫婦同姓）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
夫婦の姓（夫婦別姓）	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	9
国際結婚	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	1
合計	11	5	6	6	12	6	13	8	8	8	

注：○記載あり，×記載なし

表６　３冊の教科書に記載された結婚に関する内容

	A	E	G
法律婚	①(TRY) 我が国で法律上の夫婦と見なされるには，役所に婚姻届を提出し受理された法律婚が原則である。(21)		①日本では婚姻届を出す法律上の結婚(法律婚)をする人が多い。(18)
事実婚	②(TRY) さまざまな理由により，婚姻届を提出せずに事実上の夫婦として共同生活を営む事実婚を選択する場合もある。(21)	①事実婚は，婚姻届を出さないが，夫婦のように生活を送っている関係のことである。(133) ②欧米では，1970 年以降，婚外子差別の解消や離婚の破綻主義の徹底，選択的夫婦別姓の導入，事実婚や同性婚について相続・年金などに関し婚姻と同等の保護を与える法律の制定などが進められてきた。(133) ③現代の家族は，事実婚の増加，離婚・再婚の増加，国際結婚の増加などでその形は多様化している。(134) ④(column) 婚姻外カップルの法的保護　フランスのパクス(PACS・民事連帯契約)法では，異性あるいは同性のふたりの成人による共	②法律上の手続きはしていないが事実上夫婦として生活する関係を事実婚と呼んでいる。(18) ③日本でも，現在法律で認められていない夫婦別姓を貫くために，事実婚の形を選択する夫婦が現れている。(18) ④(column) 名字変えたくない，事実婚に。(18) ⑤(column) フランスの PACS　PACS は,「連帯市民協約」という意味であり，性別に関係なく，成年に達した 2 人の個人の間で，安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約のことである。PACS 法は，同棲カップルに対して，財産の共有，税金の共同課税，相

		同生活を組織するために行われる契約であるパクスに，税金・社会保障面で一定の保護を与える。(134) ⑤日本でも，労災補償や年金など社会保障の領域や借家人の居住権などで事実婚に一定の保護が与えられている。(135)	続する際の税金控除，社会保障の受給権，家族の事情による休暇などを保障している。(24)
婚姻届	③①と同じ ④②と同じ ⑤結婚式は共同生活を始める意思を社会的に披露する意味があり，婚姻届を出すことで，初めて夫婦の権利と義務が法律上生じる。(26)	⑥①と同じ	⑥①と同じ ⑦民法では，結婚が婚姻届を提出することによって法律上成立するとし，その際の必要な条件も定められている。(22)
同性婚		⑦同性婚は，同性同士が夫婦のように暮らしている関係。(133) ⑧②と同じ ⑨(column) 婚姻外カップルの法的保護　ドイツの生活パートナーシップ法のように，同性婚のみを対象とするものもある。(134)	⑧(参考) 日本では同性同士の婚姻は法的に認められていないが，LGBT であることを公表した上で，「結婚式」を挙げる人たちも現れてきている。(12) ⑨(マメ知識) 1990 年代後半から，同性婚を認める国や地域が増加している。オランダ，スウェーデン，フランス，米国ニューヨーク州など約 20 か国・地域が法的に同性婚を認めている。(24)
パートナーシップ制度		⑩(column) 2015 年 11 月渋谷区は，日本で初めて同性カップルに「パートナーシップ証明書」を発行する制度を開始した。他のいくつかの自治体でも，同性カップルを証明する制度が発足している。(134)	⑩(参考) 2015 年には，東京都渋谷区で同性パートナーシップ条例が成立した。(12)
LGBT	⑥(ひとくちメモ) 性愛の対象が同性や，性自認が身体の性と異なるなど，性的に少数の立場にある当事者の総称。少数派は，多数派に合わせた社会の中で困難や生きにくさを感じやすい。2007 年，国連で LGBT を含めた全ての人の人権を保障する「ジョグジャカルタ原則」が承認された。(20)		⑪(参考) セクシュアル・マイノリティは性的少数者と訳される。一般的に，レズビアン，ゲイ，バイセクシュアル，トランスジェンダー(略して LGBT)，性分化疾患(インターセックス)などといった人びとを指す。(12) ⑫⑧と同じ

同性愛		⑪性的マイノリティと呼ばれる同性愛者や性分化疾患，性同一性障害者などの存在とその人権にも光が当てられるようになってきている。(136) ⑫同性愛は，恋愛感情や性愛の対象が自分の性自認(男である・女であるという認識)と同じ性に向くことをいう。(136)	
性同一性障害	⑦(TRY) 性愛の対象が異性以外(同性，両性)のこともある。体と心の性が一致しない性同一性障がいの場合，条件を満たせば戸籍上の姓を変更することができる。(21)	⑬⑪と同じ ⑭「男である・女である」という性自認と身体的な性の特徴が一致しないこと。「性別違和(症候群)」ともいう。(136) ⑮2004 年施行の性同一性障害特例法により一定の条件下で戸籍の性別変更が認められるようになったが，当事者たちからは「条件を限定しすぎである」との声もある。(p.136) ⑯(column) 性的マイノリティはすぐ側にいる。(136)	⑬(参考) 性同一性障がいとは「身体の性」と，自分の性をどのように認識しているかという「性自認」とが一致せず，強い違和感をもち，日常生活でも困難を感じる状態をいう。(p.12) ⑭(参考) 2004 年に施行された性同一性障害特例法により一定の要件を満たした者に戸籍の性別の変更が認められるようになった。(12)
ジェンダー	⑧生物学的な性別に対して，社会的・文化的に形成される性別をジェンダーという。(29)	⑰男女の生物学的性別を表すセックス(Sex)に対して，ジェンダーとは社会的・文化的に規定された性差のことである。(16)	⑮「社会的・文化的に形成された性のありよう」のことをジェンダーという。(12)
ステップファミリー	⑨(TRY) 近年は親の離婚や再婚によるひとり親家族やステップファミリーもまれではない。(21) ⑩(TRY) 前の結婚でできた子を連れて再婚することによってできる家族。子連れ再婚家族ともいう。非血縁の親子関係を含む。(21)		⑯再婚カップルには子どものいる場合も多く，そのような場合，ステップファミリーを形成することになる。(19) ⑰結婚によって，血のつながらない継親子関係が生じた家族のことをいう。(19)
再婚	⑪結婚する人・しない人，子どもをもつ人・もたない人，離婚する人，再婚する人など，多様なライフコースをたどる人が増えている。(19) ⑫⑨と同じ	⑱③と同じ	⑱1980 年代以降，再婚も増えてきた。(19) ⑲⑯と同じ ⑳夫妻ともまたはどちらか一方が再婚の婚姻件数の推移 (19)
再婚禁止期間	⑬〈民法改正の検討課題〉女性の再婚禁止期間は 2016 年改正で 6 か月から 100 日に短縮された。(27)	⑲〈現行民法と明治民法・民法改正要綱の比較〉女性の場合，再婚禁止期間は 100 日。(132)	㉑政府は「女性の再婚禁止期間を 6 か月間から 100 日に短縮する」民法改正案を，2016 年 3 月に閣議決定した。(22)

夫婦の姓（夫婦同姓）	⑭〈旧民法と現行民法との比較〉夫，妻どちらの姓を称してもよい。(26) ⑮〈民法改正の検討課題〉現行夫婦は同姓。(27)	⑳〈現行民法と明治民法・民法改正要綱の比較〉夫婦同姓か別姓か，選択できる。(132)	㉒結婚生活に関しては，夫か妻かどちらかの姓を一つ選んで使用しなければならないこと，同居すること，協力し助け合うことなどが，夫婦の義務とされている。(22) ㉓〈旧民法と現行民法との比較〉夫，妻どちらの姓を称してもよい。(24) ㉔〈民法の検討事項と現状・改正案〉現在は夫婦同姓が原則であるが，別姓も選択することができることが検討されている。(24)
夫婦の姓（夫婦別姓）	⑯〈民法改正の検討課題〉改正案　同姓または別姓を選択できる。(27)	㉑⑳と同じ ㉒②と同じ ㉓アジア地域でも，DV 防止に関する立法や選択的夫婦別姓の導入など家族に関する法律の改正の動きは活発である。(133) ㉔タイでは，違憲判決を経て 2005 年に法改正され，夫婦別姓が認められた。(133)	㉕③と同じ ㉖㉔と同じ
国際結婚		㉕③と同じ ㉖なお，国際結婚の増加に伴い国際離婚も増加し，一方の親がもう一方の親の同意を得ずに子どもを自分の母国へ連れ出すことが問題になった。この問題を解決するため，日本も 2013 年ハーグ条約を批准した。(135)	

注 1：(　) は，各教科書の掲載ページ。
注 2：A，E，Gのそれぞれの教科書には，結婚に関連する説明文に一つ以上の語句が当てはまるところも多くみられる。表 6 には，紙面の制約により，語句の説明順に番号を付け記載し，後述には，先述の番号のみを記入した。

事実婚については，フランスのパクスを例に挙げ，世界には事実婚にも法律婚と同等の権利や保護を与えている国があることを取り上げたり（E：134，G：24），夫婦別姓を貫くために事実婚の形を選択する夫婦が現れている日本の例（G：18）を取り上げている場合がみられた。

再婚と再婚禁止期間の記載についてみると，「再婚」については，再婚の増加（A：19・21，E：134，G：19），ステップファミリー（A：21，G：19）など，現在の家族の形が多様化している日本の現状を示しており，「再婚禁止期間」については，2016 年における再婚禁止期間の民法改正を示す記述として取り上げられていた（A：27，E：132，G：22）。

夫婦の姓については，同姓（10 冊），別姓（9 冊）ともに記述がみられており，明治民法と現行民法の比較を基に，現在は夫婦同姓が採用されていること

や（A：26・27，E：132，G：22・24），民法改正の検討課題として選択的夫婦別姓案が検討されていたことを説明していた（A：27，E：132，G：18・24）。さらに，Eでは，欧米，アジア地域における夫婦別姓導入の動向が説明されていた（E：133）。その他，同性婚，パートナーシップ制度，LGBT，同性愛などの語句の記述がみられた教科書は多くなかったが，同性婚の説明（A：133）や，同性婚が法的に認められている諸外国や地域についての説明と，日本では認められていないが結婚式を挙げる人たちもいる現状を紹介する例がみられた（G：12・24）。また，日本におけるパートナーシップ証明書の発給や（E：134），2015 年の東京都渋谷区で成立した同性パートナーシップ条例を参考として提示している（G：12）場合も見られた。LGBT については，「ジョグジャカルタ原則」が承認されたことを記述した教科書（A：20）や，LGBT，性分化疾患について説明した教科書（G：12）があった。さらに，LGBT に関連して同性愛（E：136）やセクシャル・マイノリティ（G：12）の説明がみられた教科書があった。性同一性障害については，5 冊の教科書において説明があり，身体の性と性自認が一致しない状態であること，一定の条件を満たせば性別が変更できること等が説明されていた（A：21，E：136，G：12）。

V　まとめと今後の課題

本研究では，高等学校家庭科における結婚に関する学習内容を明らかにすることを目的とし，『指導要領』と『解説』及び教科書を分析した結果，以下のことを確認することができた。

一つ，平成 11，平成 21，平成 30 年版の『指導要領』「家庭基礎」においては，「結婚」や「婚姻」という具体的な記述はみられなかった。しかし，3 回の改正において，男女が協力して家庭を築くことの意義や重要性について考えさせるという内容は共通してみられていることを確認することができた。

二つ，平成 12，平成 22，平成 31 年刊行の『解説』「家庭基礎」における内容とその取扱いを確認した結果，『解説』によっては，「結婚」や「婚姻」といった言葉が掲載されている場合（平成 12，31 年刊行）や，掲載されていない場合（平成 22 年刊行）もあるが，男女の「相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築き，協力して家庭を築くことの意義や重要性」を学ぶようになっていることを確認することができた。

三つ，平成 21 年版の『指導要領』に基づいて構成された 10 冊の教科書を分析した結果，日本国憲法第 24 条や民法第 731 条，民法第 750 条など，結婚に関する法律の知識が記述されており，家族・家庭の理解を深めることができるようになっていることを確認することができた。

四つ，教科書における結婚に関連する語句を分析した結果，日本の結婚をめぐる現状や変化を反映した学習内容を取り扱っていることが明らかになった。教科書によっては，外国の法律や現状を取り上げ，日本とは異なる法制度や現状を学習し，考察できるように構成されていた。

五つ，教科書によって取り扱う内容の記載の有無に差がみられた。事実婚や

夫婦同姓などはすべての教科書に記載されていた。しかし，性同一性障害特例法や同性婚，LGBT などを記載した教科書は少なく，多様化している現状の理解に十分対応しているとはいえないことが明らかになった。

最後に，今回は平成 21 年版『指導要領』に基づいて構成された教科書の分析を行ったが，2022 年度には平成 30 年版『指導要領』に基づく教科書が出版される予定である。今回の分析を踏まえ，今後は，新たな教科書における結婚に関連する学習内容を分析し，新旧の教科書における内容の比較を行うとともに，高校生を対象とした結婚に関する意識調査を実施し，学習の現状と意識形成の関連について分析する予定である。

注

1）国立社会保障・人口問題研究所が実施・公表している「出生動向基本調査」において独身者を調査対象にしたのは，1982 年からである。1987 年調査までは「出産力調査」という題名で実施，1992 年調査から現在の調査名に変更している。1982 年調査は，結婚の意向に関する質問で，「近い将来結婚するつもり，まだ結婚する気はないがいずれは結婚すると思う，一生結婚するつもりはない」の 3 つの選択肢を提示，1987 年からは，「いずれ結婚するつもり，一生結婚するつもりはない」の 2 つの選択肢を提示している。本稿では，1982 年の結果について，「近い将来結婚するつもり，まだ結婚する気はないがいずれは結婚すると思う」を合わせて，「いずれ結婚するつもり」として掲載している。

2)平成 30 年版に基づいて構成される高等学校家庭科教科書は 2022 年刊行予定であるため，本稿では，平成 21 年版に基づいて構成された 10 冊の教科書を分析した。教科書名は表 3 に提示しており，参考文献には掲載しない。

参考・引用文献

公益社団法人 MarriageForAllJapan，2021，「結婚の自由をすべてに人に」（https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/japan/）

国立社会保障・人口問題研究所（1983）.『第 8 次出産力調査（結婚と出産力に関する全国調査）第Ⅱ報告書―独身青年層の結婚観と子供観』.

国立社会保障・人口問題研究所（1989）.『第 9 次出産力調査（結婚と出産力に関する全国調査）第Ⅱ報告書―独身青年層の結婚観と子供観』.

国立社会保障・人口問題研究所（2015）.『現代日本の結婚と出産―第 15 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書―』.

国立社会保障・人口問題研究所（2021）.『人口統計資料集』.

（国立社会保障・人口問題研究所（ipss.go.jp））

山陽新聞（2015）.「夫婦別姓禁止「合憲」」12 月 17 日付.

山陽新聞（2019）.「「私たちは特別でない」同性婚訴訟国弁論始まる」4 月 16 日付.

文部省（1999）.『文部省告知高等学校学習指導要領（平成 11 年 3 月）』.

文部省（2000）.『高等学校学習指導要領解説家庭編（平成 12 年 3 月）』.

文部科学省（2009）.『高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月)』.
文部科学省（2010）.『高等学校学習指導要領解説家庭編（平成 22 年 5 月)』.
文部科学省（2019）.『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示)』.
文部科学省（2019）.『高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説家庭編』.

Treatment of learning about marriage in High School Home Economics
; Description Analysis of the Course of Study and Textbooks

TANABE Shiho※1　LEE Kyoungwon※2

Keywords: Marriage, High School Home Economics, Course of Study,
Textbooks

※1 Student at Graduate School of Education, Okayama University
※2 Graduate School of Education, Okayama University